2024 年度報酬改定への対応

社会福祉法人のぞみ福祉会

1．2023 年度事業再編

2023年度は、就労移行支援事業と生活訓練事業を終了し、生活介護事業および就労継続支援B型事業を中心とした事業に再編してスタートとしました。再編の目的として、①職員の疲弊を解消し、安定して業務に従事してもらえるよう職員の増員・配置転換を行う、②年限のない事業を行うことで収入の安定化を目指す、③ブルーリボンときらめきを主従の関係から独立して運営できる主主の事業所として、定員を倍に増やし職員配置も増員して運営する、以上３つの目的達成に向けてスタートしました。

2023年度は、以上のような事業形態で新規利用者の確保を含めた利用者増を目指してきました。まだその成果がはっきりと出ているとは言えない状況ですが、今後も現在の事業形態でさらなる利用者確保を目指していきます。

さらに、現在の事業形態が完成形ではなく、今後も障がいをお持ちの方々のニーズをもとに、新規事業の立ち上げも検討しています。具体的には最もニーズが高いと思われる、就労継続支援事業B型を、吹田の南側の地域で設立することを実現させていきたいと考えています。

2．2024年度報酬改定への対応

2024年度報酬改定の概要が、厚生労働省から発表されました。その内容では、特にのぞみ福祉会の日中活動の中で主体の事業となっている生活介護事業において、これまでの「日額払い制度」から「時間払い制度」に変更されることになりました。今回の改定は障がいの特性から長時間の利用が難しい精神障がい者の支援を行うのぞみ福祉会にとっては、大きな打撃となるものであります。当面は、「個別支援計画で確定した時間数で請求できる」とされていますが、今回の報酬改定を受けて、のぞみ福祉会としての対策が求められることとなりました。

3．ブルーリボンの事業変更

ブルーリボンは、きらめきとともに2012年から生活介護事業の運営を行ってまいりました。ブルーリボンはもともと地域活動支援センターへの移行を目指していたこともあり、生活介護事業としての活動内容も、地域活動支援センターに近い取り組みを意識して、生

産活動・創作活動と様々な活動を行っています。しかし昨今、コロナ禍の影響から大幅に活動が制限される中、ブルーリボンで取り組んできた菓子製造や自主製品の制作といった生産活動については止めることなく行ってきました。その結果から、最近のブルーリボンの利用者の意識の中には、ブルーリボンに来て仕事・作業をするという意識が芽生えてきております。且つ、月平均3000円を超える工賃を支払うだけの就労支援事業収入があることから、現在のブルーリボンの実態とも合わせ、今回の報酬改定を機会として、ブルーリボンの生活介護事業を廃止し、新たに就労継続支援事業B型として運営していきたいと考えています。

＜ブルーリボン＞（2024年4月1日～）

・事業名：就労継続支援事業B型（生活介護事業は2024年3月31日をもって廃止）

・定員：20名

・管理者兼サービス管理責任者：久留宮祐樹（のぞみ福祉会理事）

4. その他

　のぞみ共同作業所ときらめきについては、今後も生活介護事業の運営を行いますが、報酬改定への対策など、利用者とともに話し合いながら、行政とも様々な協議を進めてまいりたいと考えております。

事　業　計　画　書

2024 年度　指定生活介護・指定就労定着支援事業所
のぞみ共同作業所

1. 事業運営基本方針

(1)利用者の望む地域生活を実現できるよう、安心して通うことができる環境を整え、様々な方法で社会参加の機会を提供する。
(2)地域との結びつきを重視し、他の福祉サービス事業所、医療機関等との連携を図りながら誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。
(3)感染症や災害への対応力を高め、利用者、職員、地域住民等にとって安全で安心できる事業所を目指す。

2. 今年度事業目標

(1)利用者が多くの人と出会い、生活の中に希望や楽しみを見つけることができるよう、多種多様なプログラム活動を提供し、「来ると元気になる事業所」を目指す。
(2)地域の相談窓口としての役割を意識し、医療機関や他の相談支援機関との連携を深める。
(3)多様な障がいに対応した適切な支援を提供し、また福祉従事者として求められる資質を備え高められるよう、研修等へ積極的に参加する。

3. 事業内容

(1)プログラム活動
　内容や開催時間等を工夫することで、利用者が安心して参加できるプログラム活動を実施する。利用者の希望を取り入れながら調理やスポーツ、創作活動等プログラム内容の充実を図り、利用者が日常生活の中で興味の幅を広げられるよう支援する。
　各種プログラム活動を通じ、利用者同士が良好な関係を作ることができるよう支援する。特に人との関わりに自信が持てない利用者を対象に少人数グループでの活動を実施し、人とゆるやかに関わる機会を提供する。また、利用者一人ひとりの多様なニーズに応えるため、必要に応じて個別のプログラムを実施する。
(2)相談支援
　利用者の将来の希望や地域での生活について、寄り添いながらじっくりと思いを聞かせていただき、希望する生活の実現に向けて利用者とともに考える。
(3)地域交流活動
　地域住民の障がいに対する理解を深めるため、公民館での講座など地域の活動に積極的に参加する。また、地域に向けての障がい者福祉に関する啓発イベントの企画に協力する。実習生、見学者、ボランティアを受け入れ、事業所の活動内容や、地域で暮らす利用者の生活について広く知ってもらう機会とする。

(4)生産活動

内職やポスティング等の生産活動に取り組む機会を提供する。また、創作活動プログラムの作品を活かし、パンと雑貨のお店「はぴすま」等で継続して販売できるような商品の開発に取り組むことで、利用者の活動意欲の向上につなげる。

(5)就労定着支援

企業で働く利用者が、安心、安定した状態で就労を継続できるよう就業先の企業や医療機関、他の障害福祉サービス事業所等と連携し支援する。事業終了後の支援について、利用者の希望を聞きながら、一緒に考える。

(6)職員の資質向上

研修も業務の一環と捉え、支援の技術や福祉制度を学ぶ研修に積極的に参加する。参加した職員からの伝達研修の機会を設け、事業所の職員全員の資質向上を目指す。

(7)情報提供

機関紙や施設内掲示板、のぞみ福祉会のホームページ等を活用し、利用者やその家族に必要な情報を提供する。また、日々の支援の中で連携する他機関の職員から得られる情報を大切にし、支援が必要なタイミングだと思われる利用者に適切に情報を提供できるよう準備する。

(8)感染症や災害に対する取り組み

新型コロナウイルスをはじめとする感染症の予防に努める。職員は研修等を通じて正しい知識を身につけ、利用者に対して正しい情報を提供し、必要に応じて相談を受ける。防災についても最新の制度等についての情報を収集するよう努め、避難訓練や勉強会を行う。

4．営業日、日課、年間予定

(1)営業日(営業時間)、休日、サービス提供時間

営業日：原則として月曜日から金曜日の午前 9 時～午後 6 時までとする。

休日：土曜日、日曜日、祝日、その他、8 月 13 日～16 日、12 月 29 日～1 月 4 日。

サービス提供時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時までとする。

(2)月間予定

調理(月4回)、創作(月4回)、フリースペース(週1回)、グループワーク(月6回)、パソコンサロン(月2回)、ヨガ教室（月3回)、外出 (月1回)、ピンポン(月1回)、ボッチャ（月1回)、便り製本作業(月1回)、看護師さんを囲んで（月1回)、ピアカウンセリング本人(月1回)、エンジョイ♪音の会(月1回)、第2金曜日の会(月1回)、利用者ミーティング(月1回)、内職作業(月3回)

(3)年間予定

手話教室(年 4 回)、防災訓練(年 3 回)、誕生日会（年 3 回)、生活介護連絡会（偶数月)、歯科検診(年 1 回)、季節を感じよう(年数回)、初心者向け麻雀講座(年 4 回)、初心者向け将棋講座(年 4 回)、劇プログラム(年 4 回)

事　業　計　画　書

2024 年度 指定就労継続支援 B 型事業所 ブルーリボン

1. 事業運営基本計画

(1)安心して通所を続けることができ、お互いを尊重し合い、活動をできる場を提供する。
(2)地域との繋がりを大事にし、地域の一員であることを感じながら、生産活動に取り組めるよう支援を提供する。
(3)利用者が抱える生活のしづらさを、利用者本人や家族の努力だけでなく、地域社会や行政と協働した体制で支える仕組みを構築し、地域社会において利用者が持つ本来の力が発揮できるような支援を目指す。
(4)関係機関との連携や協働を密にし、制度に繋がっていない当事者の利用促進に努める。

2. 支援目標

(1)利用者が安心して通所でき、ブルーリボンで自分らしく働き続けられるようストレングスの視点を持ちながらニーズを確認し、利用者の持つ可能性を引き出していける支援を行い、様々な生産活動やプログラムを提供する。
(2)生産活動や創作的活動を通して利用者がお互いの個性を尊重しあい、達成感や充実感を得ることで、地域で生活する意欲が増進するよう支援する。
(3)利用者の様々な就労希望を実現するために、必要な情報提供を行い、就労機関と速やかに連携する。また就職後、継続して就労できるよう利用者が相談や休息できる場を提供する。
(4)利用者及び家族が抱える悩みを相談できる環境を整備し、生活上の背景や環境との関係にも着目した相談支援を行う。
(5)制度に繋がっていない当事者の利用の受け入れを積極的に行うため、ブルーリボンの魅力を様々な形で発信していく。

3. 支援内容

(1)生産活動
○喫茶店舗の営業
　店舗スペースを有効に使い、利用者、家族、地域住民、関係機関等が気軽に集え、交流できる場を目指す。これまでの喫茶店の営業とういう形に拘らず、喫茶スペースや製菓、コーヒー染めといったブルーリボンの強みを活かした交流の場を創造する。
〇コーヒー染め
　利用者のニーズに寄り添い、個々の思いを表現できる生産活動を目指す。従来の作品を大事にしながら、新しい作品にも積極的に取り組み、誰もが参加できる取り組みにする。コーヒー染めを通し、活動の意欲や心身の健康維持に繋がるよう、内容や取り組み方を常に工夫していく。

〇施設外支援

さたけん家、トイレ清掃、ふれあいサロン当番、出店販売等を通し、それぞれが希望する「働く」を意識し、参加できる機会を保障する。様々な働く機会を通し、利用者が地域のなかで、自身が担いたい役割を選び、社会参加できるように人との出会いや経験できる機会を増やせるように地域との連携を強めていく。

今ある仕事だけでなく、日々の活動や利用者の希望に合わせ新たな仕事を作っていくことを常に意識し工夫する。

(2)その他の活動

〇余暇プログラム支援

朗読工房、チャンゴ、ヨガ、昼食会等、楽しみを見つけることで、利用者それぞれが希望する日々の「働く」がより充実し、継続するように余暇活動の機会を提供する。現状あるプログラムだけでなく、希望を伺いながらないものは実施できるように努めていく。

〇生活支援プログラム

長く働き続けることができるよう、利用者の体調管理者や生活に関わる必要な支援やプログラムの機会を提供する。また、年代に合わせた声掛け、他の支援期間と連携を積極的に取りながら支援を行う。

(3)利用者の将来を見据えた支援

生産活動やプログラムは利用者が中心であることを大切にし、活動を通して更なる目標や希望が生まれ、将来を一緒に考えていく支援を目指す。利用者の目標や希望を適切に把握し、家族や他の関係機関と連携しながら、見通しを持った働き掛けを行う。

4. 職員の資質向上を目指して

職員の資質向上をめざし、権利擁護や利用者との関わりに関する研修に参加し全職員で共有する。また、地域の中でまだサービスに繋がっていない当事者の積極的な受け入れを促進するためにも、日々の活動からも利用者への支援の在り方を検証し、利用者との面談の機会を増やす。すべての職員が高い意識で支援に取り組めるように、法人内での情報交換や外部研修などに積極的に参加する。また経験年数に拘らず、それぞれの気づきやアイデアを共有し、個別支援に活かせるように職員会議の内容を強化する。

5. 営業日・日課・年間予定ほか

	ブルーリボン
(1)営業日	原則月曜日から金曜日
(2)休日	原則土・日・祝日、8 月 13 日～16 日、12 月 29 日～1 月 4 日
(3)サービス提供時間	原則開所日の 9 時～17 時

(4)年間予定	防災訓練(年 3 回)、障害者施設歯科健診、連絡会、地域交流、レクリエーション(月 1 回程度)

事　業　計　画　書

2024年度 指定生活介護事業所 きらめき

1. 事業運営基本方針

(1)利用者が安心して居続けることができる場を提供し、お互いが尊重し合いながらそれぞれの利用者が自分自身の生き方を選択できるよう、さまざまな活動を提供する。
(2)地域との繋がりを活性化させるとともに、きらめきが地域の中で必要な役割を担うことで、利用者が地域の一員であると感じることができる支援を提供する。
(3)利用者が抱える生活のしづらさを、利用者本人や家族の努力によるものだけでなく、地域社会や行政と協働した体制で支える仕組みを構築することで、地域社会において利用者が持つ本来の力が発揮できるような支援を目指す。
(4)関係機関との連携や協働を密にし、制度に繋がっていない当事者の利用促進に努め、多くの当事者がサービスに繋がっていくような支援を行う。

2. きらめきの支援目標

(1)全ての活動において、ストレングスモデルの視点を持ちながら利用者のニーズを確認し、利用者の持つ可能性や力を引き出していける支援を行い、且つニーズに合わせた新たな活動を構築する。
(2)生産活動や創作的活動が、利用者のそれぞれの思いや個性の自己表現の機会となるような支援を目指す。また利用者がそれぞれの個性を尊重しあいながら、自己表現の機会を通して周囲との関係を構築し、そこから得ることができる達成感や充実感によって、地域で生活する意欲がさらに増進するよう支援を目指す。
(3)何かを成し遂げることで得る達成感だけでなく、きらめきの日常が、そのまま利用者にとっての生きがいとなるよう、リカバリーという言葉の本当の意味を意識しながら、生活の充実に直結するようなプログラムを提供する。
(4)利用者が利用者自身の生き方について語りあい、また自分の思いを表現し、そしてお互いの話を聞きあう場を構築することで、それぞれの利用者の自己肯定感を高めていくことができるような支援を行う。
(5)生活面において利用者が抱える悩みを気軽に相談できる環境を整備し、生活上の背景や環境との関係にも着目した相談支援を行う。
(6)精神保健福祉の現状を地域に発信し、利用者の生活を支える基盤の構築を地域に働きかける。また地区福祉委員などのインフォーマルな社会資源を活用し、利用者と地域社会の距離を一層縮めることができるような支援を行う。
(7)制度に繋がっていない当事者の利用の受け入れを積極的に行うため、きらめきの魅力を、関係機関や地域社会にさまざまな形で発信する。またより多くの当事者が支援につながるように、きらめきの活動をより一層充実した内容に見直していく。

3．支援内容

(1)創作活動の強化

前年度に引き続き、創作活動で作成した作品を地域向けに販売する機会を設ける。また創作活動に関するアイデアを豊富に取り入れるためにも、地域住民の力を活発に活用し、作品作りにおける利用者の表現の幅を広げていくことで、利用者のリカバリーを目指す。

(2)自己表現の機会の創出

きらめき音楽部の発表、利用者が各種講座や大学等での出張講座における体験談発表など、利用者の自己表現の機会を地域との連携の中で積極的に増やしていくことで、利用者が自分自身を見つめ直すことができ、自己肯定感を高めていけるリカバリーを目指す。

(3)個別の支援とグループの力動の融合

個々の利用者のニーズの充足のための個別プログラムを充実させる。さらにそれを個々のニーズの充足に留めず、様々な利用者のニーズと融合させ、個別のプログラムをグループの活動へと発展させ、グループの力動の中で利用者のリカバリーを目指す。

(4)生活の充実に資するプログラム

利用者のニーズに合わせ、食事会、食事つくりやスィーツつくりなど、きらめきの日常が、利用者のリカバリーに直結するようなプログラムを積極的に行う。

(5)様々な人との繋がりをつくる

きらめきの活動を、人との繋がりを実感できるように、ボランティアなどがともに取り組める活動へと発展させ、人との関係作りの中で利用者のリカバリーを目指す。

(6)生活に寄り添った相談支援

日々の利用者の心の動きにも適切に対応できるように、日常的に利用者と面談の機会を持ち、生活を支える相談支援を充実させることで利用者のリカバリーを目指す。

(7)地域の力を活用

上記の全ての活動を実現するためにも、五月が丘福祉委員会・防災委員会に参画し、連携を強化する。また社会福祉協議会、福祉委員会、大阪大学の学生ボランティア、地域包括などとともに行っている五月が丘寄添い隊会議でも、きらめきの役割を果たしていく。

4．職員の資質向上を目指して

職員の資質向上をめざし、権利擁護や利用者との関わりに関する研修に参加し全職員で共有する。また職員のストレスマネジメントや業務上のコミュニケーションの充実を図るため、法人内のスーパービジョンの活用や職員ミーティングの強化に取り組む。

5．営業日・休日・サービス提供日

(1)営業日（時間）：原則月曜日から金曜日（原則 9 時～18 時）

(2)休日：原則土・日・祝日、8 月 13 日～16 日、12 月 29 日～1 月 4 日

(3)サービス提供日（時間）：原則月曜日から金曜日（原則 9 時 30 分~18 時）

事　業　計　画　書

2024 年度　指定就労継続支援 B 型事業所　サフラン

1．事業運営基本計画

(1)利用者が望む地域生活を実現できるよう、それぞれのニーズに沿った支援を行う。
(2)利用者がサフランで継続して生産活動に取り組めるよう、環境を整える。
(3)「人と人」「地域とサフラン」のつながりの輪を広げることで事業の目的を周知し、地域のコミュニティづくりの拠点となることを目指す。

2．支援目標

(1)利用者が安心してサフランで働き続けることができるよう、一人ひとりの特性、意向に合わせて環境を整え、多種多様な生産活動を提供する。
(2)就労のために必要な情報を提供し、希望があれば就労支援機関と速やかに連携する。また就職後、継続して就労できるよう利用者が相談や休息できる場を提供する。
(3)利用者及び家族の相談に応じ、福祉医療サービス等他機関と連携することで、個人の意思、自主性が尊重された暮らしを地域で送れるよう支援する。
(4)地域住民と利用者の交流の場をつくり、事業所の活動を知ってもらう機会とする。

3．支援内容

(1)生産活動
○弁当作り・・・配食サービス事業廃止後も 3 月までお届けしていたご利用者様に対しては希望がある限り最後のお一人まで責任をもってお弁当を届ける。また市役所内の優先調達のマッチングや今後の可能性を探るべく協議を継続する。
　近隣住民を中心としながら、市役所・企業・佐竹台地区福祉委員会および法人内事業所から弁当の注文を積極的かつ定期的に受けることで販売先を定着させ、安定して生産できる環境づくりに励む。特に青山台地区については 1 食から無料配達を行い、地域に密着した活動を通して「地域に根ざした弁当屋」を目指す。
　調理スタッフと連携し、利用者が知識と技術を得て能力を発揮できる機会をつくり、地域で自信と意欲をもって暮らしていけるよう支援する。近隣配達に出かけることのできる利用者を増やして、多くの注文に対応できるようにする。
○自主製品製作および創作活動・・・それぞれの利用者の新たな可能性を拓くために、特性に合わせた作品作りを支援する。通常の弁当生産に係る作業と創作活動の時間を分けて、より集中して作品に取り組むことができるよう工夫する。創作については月に 1 回休日に創作活動の場を設定する。また作品を発表し販売する機会として個展を開催する。
○その他の作業・・・事務作業や内職作業、あいほうぷでの清掃作業を提供する。利用者それぞれが自分の関心や適性に合わせて取り組めるよう作業の幅を広げ、継続して働くこと

ができるよう環境を整える。

(2)生活支援

一人の利用者に対して多くの支援機関がかかわるようになっているため、情報の共有や隙間の支援を積極的に行う。特に医療機関に行くことができていても説明が理解できていないケースが増えておりコミュニケーションの支援に力を入れていく。また障がいによって「できない」ことを代行する支援ばかりではなく、買い物同行によって自分で洋服を選ぶ経験・ＳＳＴによってそれぞれがコミュニケーションのスキルを学ぶ経験などを通して、気持ちよく生活を送っていただけるように支援する。

(3)就労支援　～それぞれの「働く」を支援する～

創作活動が拡大する中、通常の弁当業務や紙すきや織り商品に関することと個人の作品作りの時間を明確に分け、就労の場としてのサフランの場を確保する。そして利用者が、安心して働きステップアップできるよう、体調や希望、習熟度に合わせた働き方や仕事内容を提供する。さらに現在ある作業を細分化し、短い時間や行程の少ない作業からでも気軽に作業に取り組めるようにする。また、サフランの活動を通して専門性を深めた利用者に対しては資格取得に向けて情報を周知する。

(4)地域交流活動

青山台地区で開催する自治会や地区福祉委員会・子ども会などの催しに積極的に参画し、サフランだからこそできる役割を模索し担っていく。特に今年度は例年秋に開催している「福祉ふれあいまつり」参加だけにとどまらず、春に地区の有志で開催予定の「青春祭り」、夏に自治会開催予定の「サマーフェスティバル」、冬にまちなかリビング北千里での「文化祭イベント」に季節ごとに計画的に参加することで、多くの地域住民にサフランの存在をしっていただく機会とする。また、地域の子どもたちに向けての創作イベントを検討する。その他、佐竹台地区福祉委員会主催の高齢者向けの「ふれあい給食会」に食事提供の協力を行う。

(5)余暇活動や学びの場の提供

多くの利用者が待ち望む一泊旅行の開催、3 か月に一度お楽しみ会を開催し誕生日を祝う場、月に一度のレクレーション、月に一度の手芸の会「クローバー」を軸に利用者の希望に沿ったプログラムを提供する。

レクレーションとともに、SST や栄養勉強会など学びの場を企画する。特に今年度は、利用者自身が病気に関すること（症状や薬について）を学べる時間を検討する。学びを通して主体的に自らの病気を知り、自分なりに付き合っていく術を獲得することを目的とする。その他、衛生管理責任者をはじめ、サフランで働いているからこそ取得できる資格についても挑戦できる環境を作る。

(6)職員の資質向上のための取り組み

虐待防止を含めた人権への意識や支援技術の向上を目指し、法人内外で実施される研修へ積極的に参加する。職員の疲弊を防ぐための取り組みを行う。

(7)感染症及び災害対策

感染症対策として手洗いの徹底や、事業所内に「ウイルスを持ち込まない・増やさない・やっつける」３原則について定期的に勉強会を開催する。感染症が拡大しないよう、状況に応じて利用人数の分散やマスク着用など、事業所内の環境を調整する。

災害についてはＢＣＰを軸としながら、実際に災害時役立つものになるように修正追加を行う。また、サフラン独自の個別避難計画の作成に向けて検討を行なっていく。災害時にも利用者へ必要な支援を提供できるよう、職員だけでなく地域とのつながりを重視する。日頃からの備えについても準備を進める。

4．年間予定

定例
連絡会(隔月)、ＳＳＴ勉強会・レク・サフカフェプレミアム・メンバーMtg(毎月)、お楽しみ会(4 か月毎)、配達 Mtg、調理 Mtg(随時)
不定期
バザー出店(浜屋敷・青山台福祉ふれあい祭り・ハートふれあい祭り) 障がい者週間の集い、青山台地区福祉委員との交流活動、避難訓練及び防災学習会、食品衛生学習会、第三者委員との懇談会、サフラン総会、個展、フリースペース、障がい者歯科検診、生産活動に係る利用者向け研修、クリスマス会、納会、旅行(１泊・日帰り)、

事　業　計　画　書

2024年度　相談支援事業　シード

1．事業運営基本計画

(1)障がい者が地域社会の中で、その人らしく暮らせるよう関係機関と連携を図り相談支援を実施する。

(2)地域において障がい者を支えるネットワーク充実のため、関係機関との連携強化、社会資源の改善、開発を推進する。

(3)障がいのある児童が、心身ともに健やかに育成されるよう支援する。

(4)相談支援事業所の数および質の向上を図り、のぞみ福祉会が目指す相談支援の在り方を実践していく。

2．事業内容

(1)指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業(サービス等利用計画作成)

・利用者やその家族から相談を受け、アセスメントを実施し、利用者が思い描く地域生活の実現に向けプランニング(サービス等利用計画の作成)を行う。

・ヘルパー事業所や日中活動の事業所、教育機関などの利用が必要な場合は、利用申請や利用定着の支援を行う。

・相談の内容により、専門性の高い機関へつなげる。

・利用者の個性を把握し、障害福祉サービス事業者に対して「その人らしい暮らし」を支援できるように助言、調整を行う。

(2)指定一般相談支援事業(地域移行)

・障害者入所施設や救護施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している障がい者を対象に、地域に移行する準備や移行後の相談及び支援を行う。移行準備では、利用者の希望や条件に合った住居や生活支援サービスなどを探し、契約や手続きなどをサポートする。

・地域に移行する前後の支援では、医療、福祉の関係者と連携をとりながら利用者の希望する生活の実現に向けてあらゆる方策を模索する。

3．相談支援充実への取り組み

・感染症対策を十分行って利用者の訪問や面談を実施する。また必要に応じて電話だけでなくパソコンやタブレットなどを活用したリモートでの面談や会議も実施する。

・利用者が実際の福祉サービス利用場面でどのような支援を受け、過ごしているのかを把握するため、居宅や事業所等を訪問し、モニタリングに反映する。

・定期的にミーティングやケースカンファレンスを開催し、利用者のニーズや状況に応じた個別対応やチーム対応を行う。また、他機関とも連携会議や情報交換などで協力関係を

築く。
・障害児相談支援の利用を希望する保護者からの声にできる限り応えられるように対応する。またそのためのスキルアップのための情報収集や研修会にも積極的に参加する。
・利用者のご家族が介護保険を必要とする場面では、本人や他のご家族とも相談しながら地域包括支援センターなどと連携し、必要な支援につなげる。
・新しく配属になる職員も含め、障がい者やその家族が抱える様々な課題や困難に耳を傾け、寄り添って支援できるように内外の研修などで幅広い知識とスキルを身に付ける。またできる限り福祉サービスなどを提供する事業所へ足を運ぶなどして現場の状況を把握するように務める。
・障害福祉に特化したクラウド型の相談支援ソフトを導入し、作業効率と業務継続性の向上を図る。

4. その他

(1)外部での研修と併せ、計画的に内部研修を実施し、職員全体のスキルをアップさせ、より良い相談支援体制を目指す。また吹田市全体の計画相談支援の質の向上を図るため、行政や地域の会議等に積極的に参加する。
・吹田市障がい児者計画相談支援事業所連絡会に参画し、他の相談事業所と一緒に、相談支援専門員のニーズに基づいた研修会を開催する。
・吹田市地域会議に参加し、相談支援専門員が抱える課題を提言し、行政職員や他法人の相談支援専門員と情報の共有と課題解決に努める。
(2)相談受付時間・休日
・相談受付時間：月～金10：00～18：00
・休日：土・日・祝日、その他、 8月１３日～8月１６日および１２月２９日～１月４日

事　業　計　画　書

2024年度　指定共同生活援助事業(介護サービス包括型)　エスペランサ
(住居名　エスペランサ(住居1)　ピオラのぞみ(住居2)
プレジールのぞみ(住居3)　ピオラのぞみサテライト　エスペランササテライト)

1．事業運営基本計画

(1)地域の一員として普通の生活を希望する利用者に「住まい」としての役割を果たし、その人らしい生活を組み立てていく過程に関わることで、安心して生活できることを目的とした事業運営を目指す。
(2)職員は関係機関との連携を深め、研修に積極的に参加し、障がい者の生活支援を学び、利用者の質の高い生活に資するよう努める。
(3)関連する法律がさまざまに変化する中にあっても、利用者の生活を守るため安定した運営を行う。

2．支援目標

(1)一人ひとりが個性や能力を十分に発揮して、主体的に生活できるよう、個々の生活目標に沿った適切な支援を行う。
(2)利用者が日常生活を支障なく送れるよう、安全で快適な生活環境を整える。
(3)利用者の生活状況を把握し、医療機関・関係機関と連携しながら、利用者の健康保持に努める。
(4)利用者が単身での生活を希望する場合、円滑に移行できるよう支援する。
(5)災害時の対策については日頃から利用者とともに考え、より実践的な訓練等を行う。
(6)利用者が近隣住民との関係を良好に保てるよう努める。
(7)自立生活援助事業の指定を受け、グループホーム退居後の生活においても継続した支援を行う。

3．支援内容

(1)共同生活援助計画の作成
　利用者の意向を確認して共同生活援助計画を作成し、定期的な評価・見直しを行う。
(2)生活に関する支援
　共有スペースの清掃、設備・器具の維持管理、食事提供を行う。栄養に関するアドバイス、調理、買い物など、家事全般への幅広い相談に応じる。利用者の許可の下、職員のみ、または職員と利用者との共同で各々の部屋の清掃を行い、過ごしやすい環境作りに努める。また必要に応じて、本人の希望があれば書類等の手続きなどの同行を行い、生活面で不安が減るような支援を行う。
(3)相談支援

訪問による日々の相談、希望や状況に応じての通院時・入院時支援を行う。必要に応じて面談の機会を提供し、抱えている問題を解決できるように努める。また日常生活に関わるさまざまな情報の提供や、必要な社会資源とのコーディネートを行う。

(4)入居者ミーティング・レクリエーション

利用者同士の円滑な関係の維持や快適な生活環境を整えるため、入居者ミーティングを定期的に開催する。またコロナ禍で自粛してきたレクリエーション活動を再開する。

(5)地域連携推進会議への準備

活動方針や環境整備などについて意見を交換し、事業運営に生かしていくため、利用者及びその家族、世話人、生活支援員、地域関係者等で構成される会議の準備をする。

(6)適切な支援体制の構築

職員間での連携を深め、法人内外での研修を通して支援の内容を検討し、職員全体の資質を向上させ、より良い支援体制を目指す。

(7)自立生活支援

単身での生活を希望する利用者に、共同生活援助計画に基づき退去後の住居の確保や在宅サービスの連絡調整等、退去に向けた支援を行う。また、退去後の新しい暮らしに馴染むため、個別支援計画に基づき職員が訪問や連絡調整などの支援を行う。

(8)権利擁護

職員は適切な個人情報の取り扱いに努め、虐待事例などに学び、常に権利擁護についての意識を高める。利用者相互に持つ権利について一人ひとりが理解し、より良い関係を築いていけるよう支援する。

(9)地域との関係づくりと安全の確保

利用者が安心して生活できるよう、防災、防犯に努め、地域防災訓練、自治会活動等に積極的に参加する。また地域住民の理解を深めるための活動も行う。近年の台風や豪雨の被害、大雪による公共交通機関の機能停止等も踏まえ、災害時の備品や備蓄食料を定期的に確認し安全を確保できるよう努める。

(10)健康管理

職員は利用者の同意を得て、検査結果や診断内容を把握できるよう努める。生活上配慮するべきことがある場合には、主治医や関係機関と相談、連携しながら支援する。

(11)感染症対策

感染症予防と蔓延防止のため、適切な情報提供・予防や対策に努めるとともに、状況に応じて活動内容を調整する。昨年コロナウイルスに関わる規制において、感染症法上5類に規定され規制緩和が行われたが、社会情勢に合わせつつも安心して暮らしていけるように、引き続き対策を講じつつ支援にあたっていく。

4．年間行事予定

入居者ミーティング…2か月に1回交互に行う　年12回以上(住居ごと)

防災訓練…年3回程度(独自訓練に加えマンション防災委員会、地区自治会、等と連携)
防災ミーティング、机上訓練…年2回以上(入居者ミーティング時、等)
レクリエーション、季節行事など…入居者ミーティングで決定。住居単位や、合同でのレクリエーションも希望により行う。
食事会…行事食や旬のものを取り入れ彩りのある食生活を支援する。2023年度の冬から希望があれば個別で調理の指導・助言を行う機会を設けている。利用者からも引き続き希望があり、また生活力の向上にも結び付いていると感じるため、2024年度も希望に沿って行っていきたいと考えている。